



第28回

景品表示法について(1)

1 法の目的

今回から2回にわたり、景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)につき、ご説明します。

2 景品の規制

誇大広告や虚偽表示、あるいは過大な景品提供によって顧客を誘引することは、公正な競争のルールに反し、消費者の商品選択をゆがめることになります。

かかる行為は独禁法にいう「不公正な取引方法」の一類型に該当しますが、これを防止するためには、景品の特例として制定されたのが、景表法です。

一般懸賞では、取引価額5,000円未満のときは、景品類の最高額は取引価額の20倍(取引価格5,000円以上の時は10万円)、景品類の総額は売

引きやアフターサービスは除かれています。

景品類を提供する方法により、

一般懸賞、共同懸賞、総付(そうつけ)景品、オープン懸賞に分かれおり、それぞれ規制が決められています。

一般懸賞・共同懸賞

「懸賞」というのは、取引に附随して、くじその他の偶然性を利用することによって、景品類の提供の相手又は提供する景品類を定める方法のことといいます。

内において、正常な商習慣に照らして適当と認められる限度内でなければなりません。

すなわち、取引価額1,000円未満のときは、景品類の最高額は2,000円、取引価額1,000円以上のときは、取引価額の10分の2です。

オープン懸賞

取引に附隨しないで新聞広告などにより告知し、ハガキなどで応募させ、くじの方法により賞品、賞金を提供する行為を「オープン懸賞」といいます。

従来、「オープン懸賞告示」に

上予定総額の2%以内。共同懸賞では、取引価額にかかわらず、景品類の最高額は30万円、景品類の総額は売上予定総額の3%以内と定められています。

総付景品

一般消費者に対し、取引に附隨して懸賞の方法によらず(すべての相手方に)景品類を提供する方法を総付景品といいます。

景品類の最高額は、以下の範囲内において、正的な商習慣に照らして適当と認められる限度内でなければなりません。

すなわち、取引価額1,000円未満のときは、景品類の最高額は2,000円、取引価額1,000円以上のときは、取引価額の10分の2です。

3 不当表示の規制

「不当表示」とは、虚偽又は誇大な表示によって顧客を誘引する行為をいいます。

景表法は、一般消費者に誤認される表示について、次の3類型に分けて規制しています。

①商品・サービスの内容についての不当表示(優良誤認表示)、②商品・サービスの取引条件についての不当表示(有利誤認表示)、③公正取引委員会が指定する不当表示(無果汁の清涼飲料水等の表示、原産国表示など6つを指定)です。

より提供できる金額は1,000万円以下と規定されていましたが、現在では同告示は廃止され、金額の上限はなくなりました。

特定業種における景品の制限

中四国最大! 弁護士20名、相続アドバイザー3名

所属弁護士 所長・山下江/副所長・田中伸/柴橋修/稻垣洋之
山口卓/笠原輔/加藤泰/片島由賀/西丸洋平/齋村美由紀
山本淳哲/上土井幸始/城昌志/鳴尾健太郎/山本靖子
松浦亮介/栗井良祐/榎本紀子/新名内沙織/久井春樹

契約書 債権回収 労務問題
知的財産 倒産・再生 顧問契約

機動力と総合力で企業トラブルを解決します

 **山下江法律事務所**
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

山下江 検索 
企業法務専門サイトあります
<http://www.hiroshima-kigyo.com>
相談予約専用 ナ や み よ ま る <
フリーダイヤル 0120-7834-09
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広電白島線縮景園前徒歩1分
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 アーバンビューグランダタワー隣

◆相談料:30分 5,000円

◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています

◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!